

横須賀市

空き家の解体工事費用に対する補助金

令和7年度

法人も申請
することが
可能です



市のホームページへ

横須賀市では、所有者等が実施する空き家の解体工事費用に対する補助を行っています。

対象となる空き家の老朽度や築年数などによって、2種類の補助金があります。いずれも工事の着手前に補助金の申請が必要になりますので、補助金をご利用になる場合は、事前にまちなみ景観課へお問い合わせください。

「老朽化」や「傷み」が激しい空き家なら 空き家解体費用補助金



予定件数

10件

補助金額

解体工事費用の1/2
補助上限額

35万円

補助金の対象となる空き家

- ・市職員による老朽度判定の結果、所定の点数を上回る市内に所在する空き家（住宅）

- ◆横須賀市内の解体工事事業者（本店の住所地在市内）による解体工事を令和8年3月13日までに完了し、報告書を提出する必要があります
- ◆解体工事の着手前に、建物の所有者等が補助金の申請を行ってください（工事開始後の場合、補助は受けられません）

旧耐震基準（昭和56年5月以前の建築）の空き家なら

旧耐震空き家解体補助金



予定件数

25件

補助金額

解体工事費用の1/2
補助上限額

15万円

補助金の対象となる空き家

- ・旧耐震基準（昭和56年5月以前）により建築され、その後耐震改修がされていない市内に所在する空き家（住宅）
- ・過去3年以上使用していない空き家（住宅）

- ◆横須賀市内の解体工事事業者（本店の住所地在市内）による解体工事を令和8年3月13日までに完了し、報告書を提出する必要があります
- ◆解体工事の着手前に、建物の所有者等が補助金の申請を行ってください（工事開始後の場合、補助は受けられません）

同一の建物に対して2種類の補助金を併用することはできませんが、一人の申請者が所有する複数の空き家を解体する場合は、それぞれの空き家に対して個別に補助金を申請することが可能です。

法人も申請することが可能です。

お問い合わせ

横須賀市役所 都市部

まちなみ景観課



046-822-8087



一般的な補助金申請手続きの流れ

空き家の解体費用に対する補助金の申請手続きの一般的な流れです。**必ず、解体工事の着手前に申請を行い、交付決定通知を受け取ってから工事を開始してください。**

実績報告書は、工事完了後 30 日以内で、かつ、最終提出期限（下表⑥）までに市に提出してください。

	空き家解体 費用補助金 補助上限金額 35 万円	旧耐震空き家 解体補助金 補助上限金額 15 万円
① 事前相談	申請前に建物の老朽度判定を行いますので、 解体工事の見積書と空き家の外観写真 をご用意の上、まちなみ景観課にご相談ください。 	建物の建築時期や、住宅が使用されなくなっている期間など事前にお聞きます。
② 現地調査	職員が現地を確認し、老朽度の判定を行います。補助対象と判定された場合には、申請書を提出してください。  所定の老朽度に満たない場合でも、旧耐震空き家解体補助金に該当する場合があります。	現地調査は行いません。
③ 申請書提出	添付書類として建物全部事項証明書（登記簿謄本）、建物の位置図、現況写真、解体工事の見積書の写しなどが必要です。	添付書類として建物全部事項証明書（登記簿謄本）、 建物の建築年が分かる書類 、位置図、現況写真、解体工事の見積書の写しなどが必要です。
	申請書提出期限 令和8年(2026年)1月23日(金) 	
④ 交付決定	申請書類や資格（市税の納付状況など）の審査後、補助金の交付決定通知書をお渡します。	
⑤ 解体工事着手	必ず交付決定日以降に 市内事業者の施工で解体工事を開始してください。	
⑥ 実績報告書の提出	解体工事の完了後 30 日以内に実績報告書を提出してください。 解体工事の工程写真、工事代金の領収書の写しなどが必要です。 報告書の提出期限は、令和8年(2026年)3月13日(金)か工事完了後 30 日以内のいずれか早い時期までです。	
⑦ 完了確認	 職員が提出書類を審査し、解体工事の完了確認を行います。	
⑧ 補助金の振り込み	解体工事の完了を確認後、申請者の指定口座に補助金を振り込みます。	

◆補助金交付申請額が予算上限額に達し次第、受付期間中でも受け付けを締め切る場合があります。

◆市税を滞納している方や暴力団及び暴力団員は補助を受けることができません。

◆解体工事により発生した廃棄物等を敷地内に残置する工事内容の場合は、補助金の対象になりません。

お問い合わせ

横須賀市役所都市部

まちなみ景観課



046-822-8087



keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

